



目次

高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和8年3月27日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「割り振らない日」を「割り振らない日（第4項及び第7条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 公営企業局長は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、第6条の規定の適用を受ける職員その他公営企業局長が別に定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間（以下「単位期間」という。）につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（第8条第2項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員
 - (2) 第32条第1項に規定する要介護者を介護する職員
 - (3) 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として公営企業局長が別に定める職員
- 第5条の次に次の5条を加える。

（勤務時間の割振り等の基準等）

第5条の2 公営企業局長は、勤務時間の割振り等（前条第4項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第7条第3項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第5条の6までにおいて同じ。）を行う場合には、前条第4項の申告（第37条の2第1項第2号を除き、以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、公営企業局長が別に定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

- (1) 単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）につき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。
 - (2) 1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で公営企業局長があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）につき1日を限度として職員が指定する日（第4号において「特例対象日」という。）については、当該あらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、休日（第25条第1項に規定する休日をいう。）その他公営企業局長が別に定める日については、7時間45分の勤務時間を割り振ること。
 - (4) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までの間において、標準休憩時間（公営企業局長が、職員が勤務する所属の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で公営企業局長が所属ごとにあらかじめ定める時間帯に、当該所属に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。
 - (5) 始業の時刻を午前5時以後に、終業の時刻を午後10時以前に設定すること。
- 2 公営企業局長は、職員が勤務する所属の業務の状況等を考慮して、前項各号（第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準によらないことが特に必要であると認める場合には、当該基準について別段の定めをすることができる。
- （勤務時間の割振り等の変更）

第5条の3 公営企業局長は、次の各号のいずれかに該当する場

合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

- (1) 勤務時間の割振り等について、職員から変更を希望する旨の申告があった場合において、この申告どりに変更するとき。
 - (2) 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、公営企業局長が別に定めるところにより変更するとき。
- （勤務時間の割振り等の申告）
- 第5条の4** 申告は、第5条の2に定める基準に適合するようになり、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに第5条第4項各号のいずれに該当する職員として申告をするかを明らかにしてしなければならない。
- （勤務時間等申告簿兼割振り簿）
- 第5条の5** 申告及び勤務時間の割振り等は、勤務時間等申告簿兼割振り簿により行うものとし、勤務時間等申告簿兼割振り簿に関し必要な事項は、公営企業局長が別に定める。
- （証明書類の提出等）

第5条の6 公営企業局長は、第5条第4項各号のいずれかの職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

2 申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、第5条第4項各号のいずれかの職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を公営企業局長に報告しなければならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

第7条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）」を「振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び第9条第2項において同じ。）」に、「週休日」を「週休日又は勤務時間を割り振らない日（第5条第4項及び前項において読み替えて準用する第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 週休日の振替（第1項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）
- (2) 勤務時間を割り振らない日の振替（前項において読み替えて準用する第1項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることを

いう。)

(3) 半日勤務時間の割振り変更(第1項の規定に基づき勤務日(半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。)

第7条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第5条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第8条第4項を次のように改める。

4 第1項の休憩時間は、次に掲げる場合において、一斉に与えないことができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

(2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を設けることが適当である場合

第8条に次の1項を加える。

5 前項の規定に基づき、休憩時間を一斉に与えないことができる同項第1号に掲げる場合における公署及び職員の範囲並びに同項第2号に掲げる場合に該当する場合は、公営企業局長が別に定める。

第11条第1項中「掲げる職員」を「掲げる職員(第5条第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)」に改め、同項第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第22条の2第1項中「第5条第2項」を「第5条第2項若しくは第4項」に、「第7条」を「第7条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

第28条第8項中「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改める。

第31条、第32条第3項及び第33条第3項中「週休日」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。